

第32回社会保障審議会福祉部会
令和7年12月15日

参考資料

医療分野における業務効率化・職場環境改善の 更なる推進に関する方向性

厚生労働省 医政局

業務効率化・職場環境改善の更なる推進に関する方向性について（案）

1. 医療機関の業務のDX化の推進について

- 既に業務効率化に取り組んできた医療機関がその取組を加速化させるとともに、業務効率化に取り組む医療機関の裾野を広げ、医療界全体の実効ある取組とするために、必要な制度的対応も含め、以下の対応を行うこととしてはどうか。

（国・自治体による支援等）

- これまでの試行的・先進的な取組への支援だけではなく、業務のDX化に取り組む多くの医療機関を支援する枠組みを創設してはどうか。その際、業務のDX化による効果の発現には一定の期間を要することを踏まえ、継続的な支援の在り方についてどう考えるか。
- 業務のDX化を推進するに当たっては、効果等のエビデンスを蓄積することが重要であるため、統一的な基準により、労働時間の変化、医療の質や安全の確保、経営状況に与える影響等に関する必要なデータを収集することとしてはどうか。
- また、こうしたエビデンスの蓄積を行いながら、業務の効率化を図る場合における診療報酬上求める基準の柔軟化を検討してはどうか。
- 医療機関が適正な価格で必要な機器やサービスを導入することができるよう、医療機関が製品やサービスの価格や機能、効果を客観的に把握できる仕組みを構築してはどうか。
- 業務効率化や職場環境改善に取り組む医療機関への伴走支援を強化するため、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化を図ることとしてはどうか。
- 業務効率化・職場環境改善に積極的に取り組むことが、医療従事者の職場定着にプラスとなり、労働市場における医療従事者の確保の面でより有利になるよう、計画的に取り組む病院を公的に認定し、対外的にも発信することができることとしてはどうか。

（医療機関の責務の明確化）

- 現在、病院又は診療所の管理者は医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に取り組む措置を講ずるよう努めることとなっているが、今後は、これらに加え、業務効率化にも取り組むよう努めることとしてはどうか。

業務効率化・職場環境改善の更なる推進に関する方向性について（案）

2. タスク・シフト／シェアの推進等、医療従事者の養成体制の確保、医療従事者確保に資する環境整備等について

- 医療機関におけるタスク・シフト／シェアの取組がさらに定着するよう、国等の支援を受けて、医療機関が業務のDX化に取り組む際には、併せてタスク・シフト／シェアの実施や業務プロセス自体の見直しを進めることとしてはどうか。
- 地域において医療関係職種を安定的に確保できるよう、各地域の人口減少の推移や今後の地域医療構想等を踏まえた各医療関係職種の需給状況を見通しつつ、地域や養成校の実情に応じて、遠隔授業の実施やサテライト化の活用などをはじめ、地域における安定的な養成体制を確保するため国・都道府県等が取り組むべき事項について検討を進めることとしてはどうか。
- 医療水準を維持しつつ、より少ない人員でも必要な医療が提供できたり、医療関係職種が意欲・能力やライフコースに合わせた働き方・キャリアの選択が可能となって地域において活躍の場が広がることなどにより、若者・社会人にとって医療関係職種がより魅力あるものとなるよう、その養成課程も含めて、例えば以下の対応を行うこととしてはどうか。
 - ・ 医療関係職種の各資格間において現在でも可能となっている既修単位の履修免除の活用や、養成に係る修業年限の柔軟化など若者・社会人にとっても参入しやすい養成課程となるよう、まずは、課題等を把握し、各職種の状況に応じた支援の在り方を検討することとしてはどうか。
 - ・ 意欲・能力やライフコースに合わせて、更なるキャリア・スキルの向上を目指す者や、育児・介護等の事情を抱えて働く者への支援や、そうした者が地域や職場でより能力を発揮できる環境整備やセカンドキャリアとして働く上のマネジメントに関するリカレント教育等の在り方について、具体的に検討を進めることとしてはどうか。
 - ・ 歯科衛生士・歯科技工士の業務範囲や、歯科技工の場所の在り方については、現在進めているそれぞれの業務のあり方等に関する検討会において具体的に検討を進めることとしてはどうか。